

第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21（改訂版）の計画期間の延長について

1 現行の計画期間

- ・本市の計画期間は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の5年間。
2017年度（平成29年度）に、生きいきこおりやま21推進協議会の評価を踏まえ、PDCAサイクルにより、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの5年間の改訂版を策定。
2022年度（令和4年度）に、2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）までの10年間の総括する評価を行い、目標・課題を次期計画に反映予定。

2 国の健康づくり計画「健康日本21（第二次）」の改正内容

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本21（第二次）」の一部改正

【改正内容】

- ・「2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）まで」とされている健康日本21（第二次）の期間を1年間延長。
「2013年度（平成25年度）から2023年度（令和5年度）まで」とする。
- ・期間延長に伴う目標年度及び数値の変更は行わない。

【趣旨】

- ・自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画、医療計画及び介護保険支援事業計画との期間を一致させるため、健康日本21（第二次）に続く次期プランの期間を一致させることを目的。

【県】

- ・第二次健康ふくしま21計画の計画期間の1年間延長。
2013年度（平成25年度）から2023年度（令和5年度）までの11年間。

3 計画期間の延長

- ・計画期間を1年間延長し、「2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）まで」とする。

現計画期間延長に伴う目標年度と数値目標の変更はせず、2023年度（令和5年度）は、従前どおり設定している目標の達成に向けて取組を継続。

次期計画は、国の次期計画公表後に計画期間や数値目標を踏まえ、2023年度（令和5年度）に策定し、2024年度（令和6年度）から開始予定。

<計画期間>

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国	健康日本21（第二次） 10年間										延長
郡山市	第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21					第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21（改訂版）					延長

※2017年度 生きいきこおりやま21推進協議会の評価を踏まえ、PDCAサイクルにより改訂版に反映

※2022年度 2013年度から10年間の総括する評価を行い、目標・課題を次期計画（2024年度）に反映

※現計画の目標年度と数値目標は変更しない